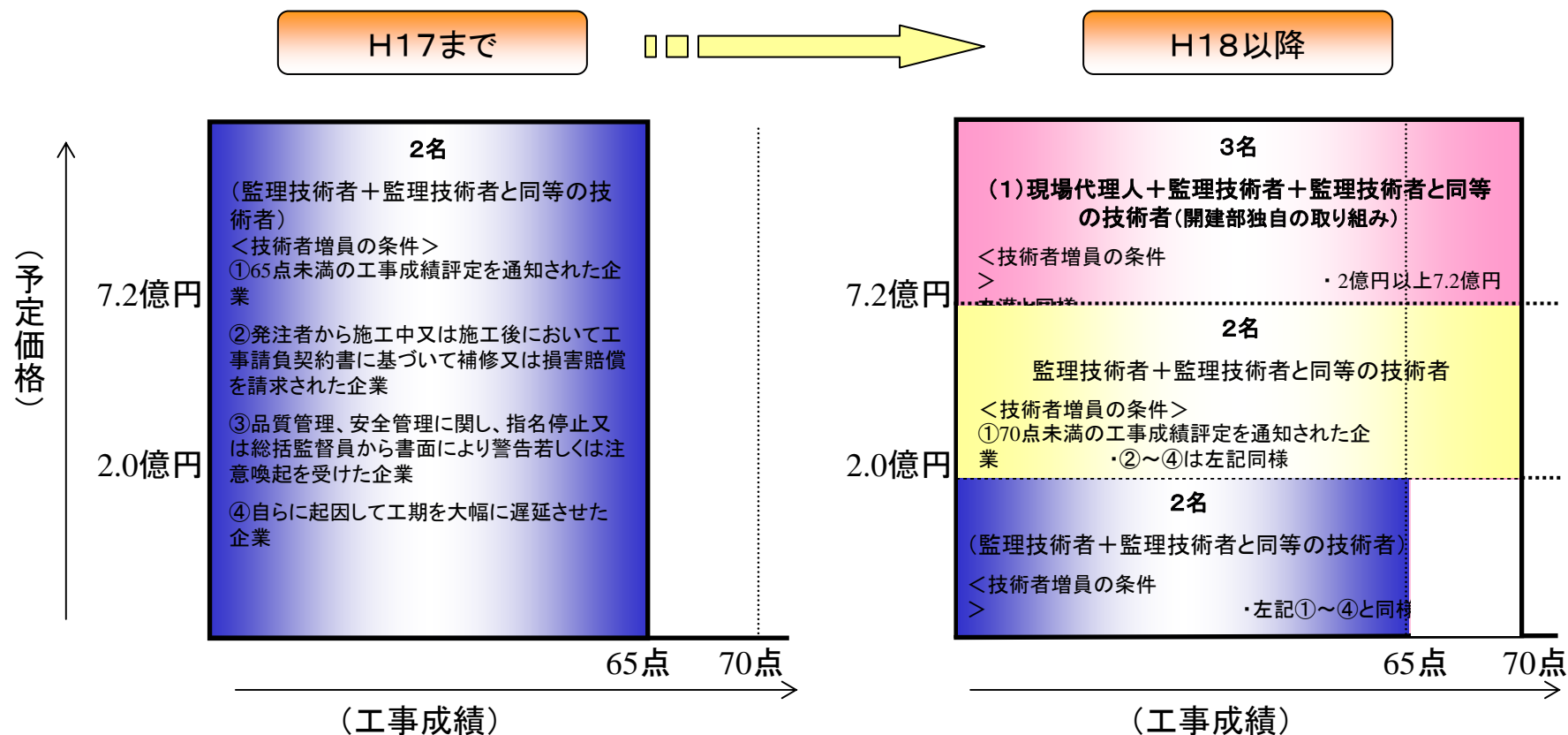


低入札工事における受注者側の技術者増員（港湾・空港事業を除く）

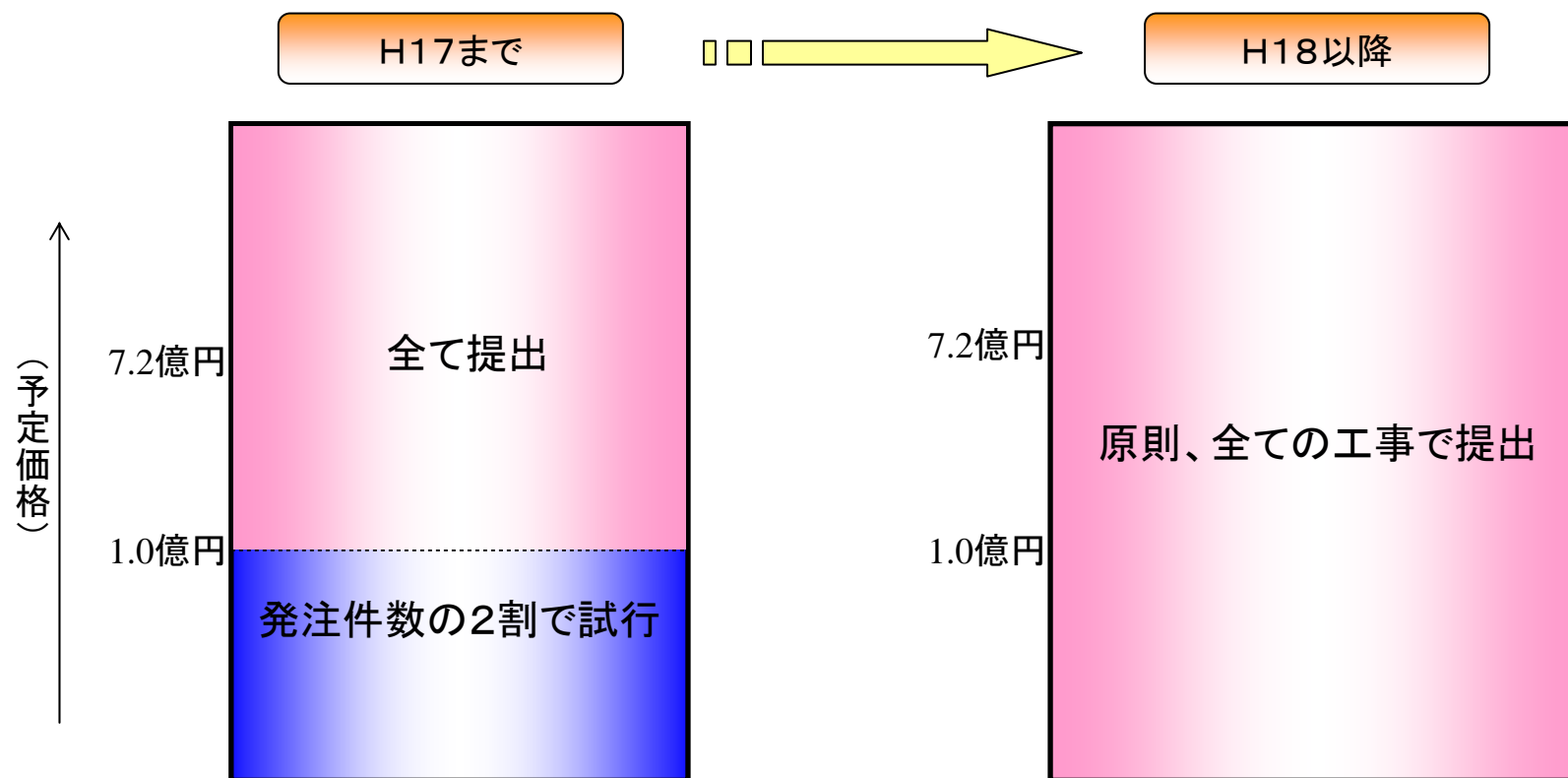
(1) 予定価格7.2億円以上の工事において、過去2年度間に開発建設部発注工事成績で70点未満の工事があった場合：

現場代理人と監理技術者を兼務できない、かつ、監理技術者と同等の技術者を増員。（技術者3名の現場体制）



入札時における工事費内訳書の提出を義務付け(港湾・空港事業を除く)

入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、競争参加業者の積算努力の促進を図るため、原則、全ての工事において、入札時における工事費内訳書を提出。

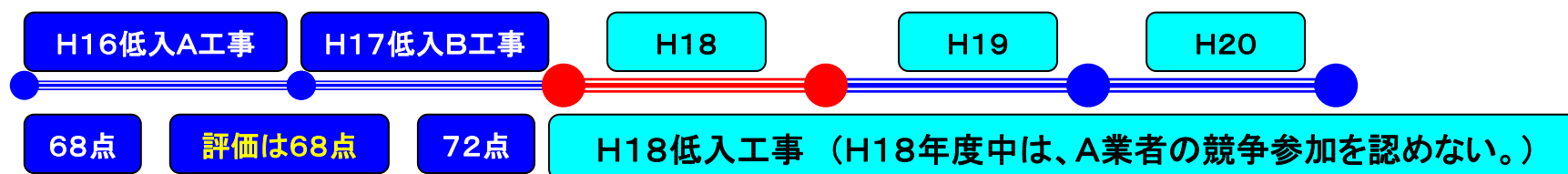


低入札工事に関する競争参加資格要件（港湾・空港事業を除く）

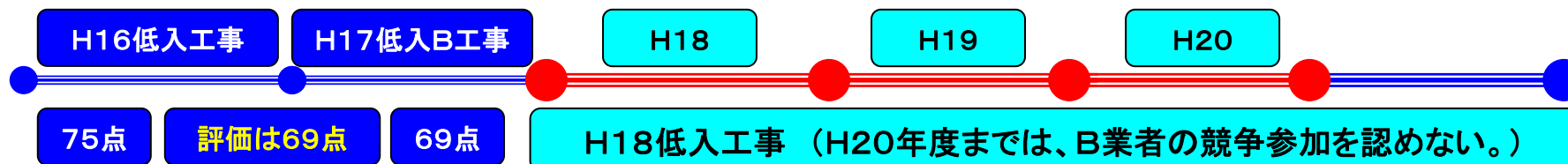
H18. 8以降に開発建設部において、低入札工事を受注した企業で、過去2年度間における低入札工事の工事成績に71点未満がある場合は、手持ちの低入札工事が完了するまでの間、競争参加を認めない。

○低入札工事の工事成績は、過去2年度の最も低い工事成績を評価する。（同一工種に限る）

例 A業者（単年度工事施工中）



例 B業者（3年国債工事施工中）



低入札工事に関する総合評価得点の減点(港湾・空港事業を除く)

目的：ダンピングの抑止

施策：低入札工事の工事成績を評価し、総合評価得点を減点。

開発建設部における過去2年度間の低入札工事の工事成績が71点未満の企業は、総合評価の得点を次のとおり減点する。

○71点以上	0点
○71点未満65点以上	-10点
○65点未満	-20点

○低入札工事の工事成績は、過去2年度の最も低い工事成績を評価する。(同一工種に限る)

○減点することで得点が0点以下となった場合は、加算点を0点とし基礎点100点のみとする。